

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託)

様式13

No.	案件名稱	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	打刻収集システム用仮想サーバ保守業務委託 長期継続	01情報処理	NECフィールディング株式会社 西日本インテグレーション統括部 関西第一営業部	1,936,000	令和7年9月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
2	総務事務システム用オンラインタイムレコーダー長 期借入(継続借入)	01情報処理	三菱HCキャピタル株式会社 関西第一営業部	16,709,880	令和7年9月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-

随意契約理由書

1 案件名称

打刻収集システム用仮想サーバ保守業務委託 長期継続

2 契約の相手方

N E C フィールディング株式会社

西日本インテグレーション統括部 関西第一営業部

3 随意契約理由

打刻収集システムについては、本市の共通クラウド上に構築した Azure 仮想サーバにより運用するものであり、当該サーバは当該事業者が構築したものであることから、当該サーバの保守業務については、当該事業者以外では技術面の対応が不可能であり、かつ作動状態等を保証することができないため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

総務局人事部管理課（電話番号 06-6105-2058）

随意契約理由書

1 案件名称

総務事務システム用オンラインタイムレコーダー長期借入（継続借入）

2 契約の相手方

三菱HCキャピタル株式会社 関西第一営業部

3 随意契約理由

当該機器のうち 500 台については、平成 30 年 9 月から借入を行っており、令和 5 年 9 月から再リースを行っている。また、うち 10 台については令和 5 年 9 月から新規借入を行っているところである。当該機器はいずれも問題なく稼働していることに加え、運用保守についても業務に支障なく対応されていることから、継続して使用することについては問題ないと認められる。継続借入を行うことにより、新規調達よりも安価に調達することが可能であるため、当該事業者を相手方として特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

総務局人事部管理課（電話番号 06-6105-2061）